

令和 8 年 3 月 6 日
大阪広域水道企業団

お 知 ら せ

令和 8 年 2 月 25 日公告の「配水管布設詳細設計委託（土生町地区ほか）」について、入札情報公開システムから公開している仕様書の内容に誤りがあったため、差替えましたのでお知らせします。

記

「配水管布設詳細設計委託（土生町地区ほか）」特記仕様書
第 1 5 条 管理技術者

【旧】

管理技術者は設計業務の場合、技術士（総合技術監理部門（上下水道—上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。調査業務の場合、技術士（総合技術監理部門（建設—土質及び基礎）又は建設部門（土質及び基礎））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。なお、同等の能力とは、上記以外の技術士（総合技術監理部門、建設部門等）の有資格者、RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の有資格者等の中で導・送・配水管の詳細設計委託及び土質・地質調査業務委託の経験を有する技術者を指す。

【新】

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道—上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。なお、同等の能力とは、上記以外の技術士（総合技術監理部門、建設部門等）の有資格者、RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の有資格者等の中で導・送・配水管の詳細設計委託の経験を有する技術者を指す。

以上